

免許番号 区第131号

漁場の位置 淡路市舟木及び長島地先

漁場の区域 次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合30メートルの線によって囲まれた区域

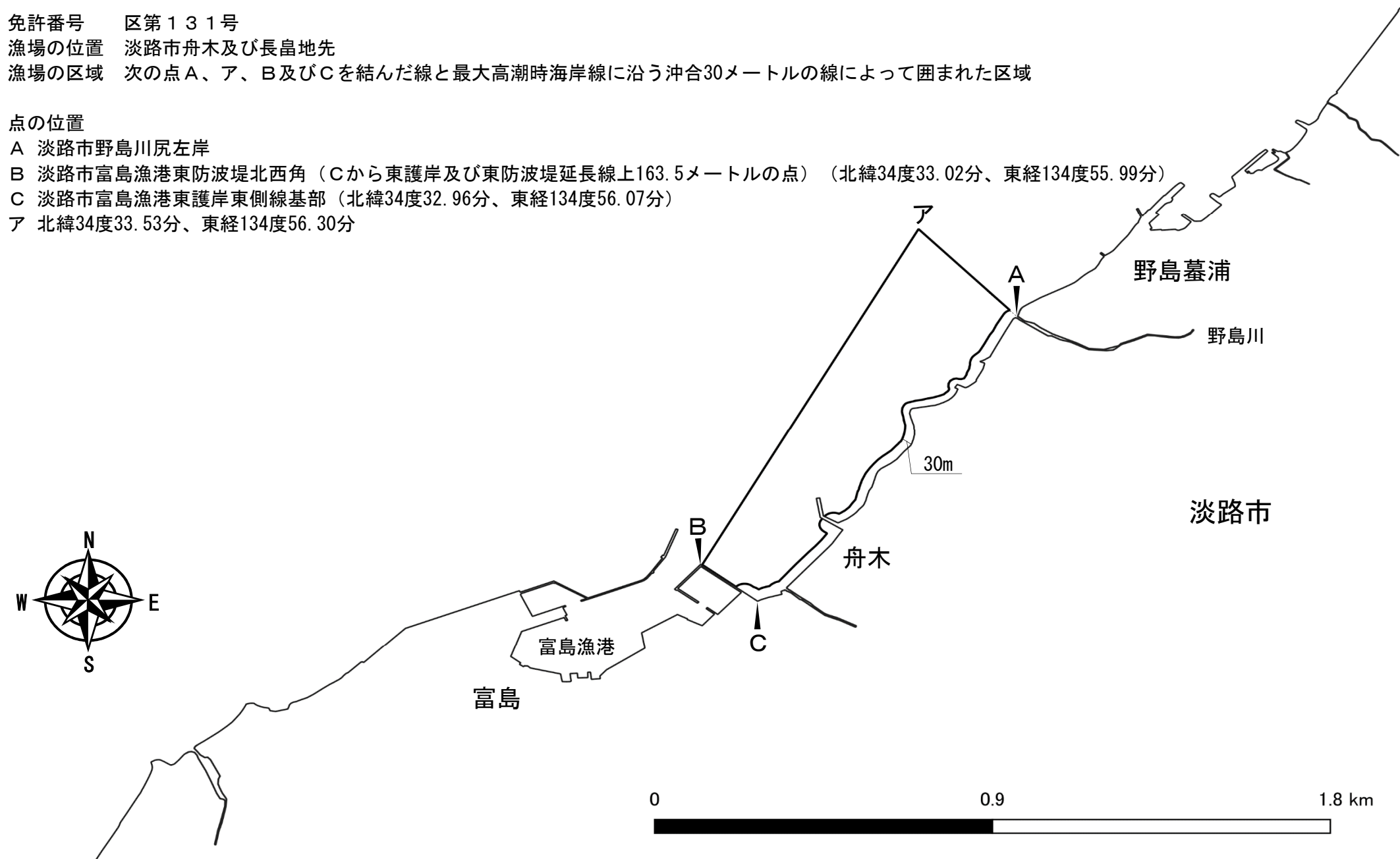
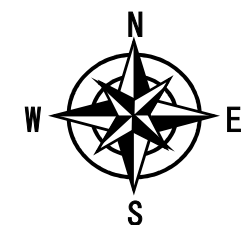
点の位置

A 淡路市野島川尻左岸

B 淡路市富島漁港東防波堤北西角（Cから東護岸及び東防波堤延長線上163.5メートルの点）（北緯34度33.02分、東経134度55.99分）

C 淡路市富島漁港東護岸東側線基部（北緯34度32.96分、東経134度56.07分）

ア 北緯34度33.53分、東経134度56.30分



令和5年9月1日 免許
区第131号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第131号		摘 要		